平成２３年（フ）第６９７０号
大阪市西成区花園北１丁目６番16―215号
債務者　澄川めぐみ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０００号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　半澤　早夫
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４５号
大阪府茨木市白川２丁目１番５号
債務者　清水　常雄
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３２号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目12番地の１１―103、前住所大阪府寝屋川市大利町35番23号
債務者　石井　栄二
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０１号
大阪府門真市野里町11番19号
債務者　門田　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４１３号
大阪府門真市石原町５番12―201号
債務者　岡田　滋子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４２７号
大阪府高槻市南平台５丁目47番６号
債務者　安藤　充弘
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４６号
大阪府枚方市茄子作１丁目４番６―102号
債務者　岡本　正広
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４６６号
大阪市天王寺区筆ヶ崎町６番41―1314号
債務者　鍬村かなみ
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７１号
大阪府東大阪市衣摺４丁目17番34号　シャーメゾンコーウンＡ棟202号
債務者　岩田　徳承（旧姓李）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７２号
大阪府東大阪市衣摺４丁目17番34号　シャーメゾンコーウンＡ棟202号
債務者　岩田　直美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４９９号
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―805号、前住所大阪市西区境川１丁目４番26―1201号
債務者　川崎　美佳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０４号
大阪府東大阪市近江堂１丁目３番23号　メゾンＩＳ102号
債務者　野本　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０５号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目８番10号
債務者　片山　　清
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０６号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目８番10号
債務者　片山久美子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０８号
大阪市都島区都島南通２丁目４番10号　ウエストハイツ55―４Ｂ号、前住所大阪市都島区都島南通２丁目６番21号　グレースハイツ京橋401号
債務者　西村　五夫
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０９号
大阪府枚方市東香里元町28番26―101号
債務者　鼻﨑　美鈴
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５１６号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目12番11―1806号
債務者　南　百美子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部